

## 7 分野別施策

市民のライフステージから導き出した「5 まちづくり基本方針」を実現するために、各分野における施策の展開を示します。

### 第1章 福祉・安全安心

#### 第1節 子育て

##### 〔現状と課題〕

本市の\*合計特殊出生率は1.35（2008(平成20)年～2012(平成24)年）であり、北海道は1.29（2016(平成28)年）、国は1.44（2016(平成28)年）となっています。全国的に少子化が進んでいる理由としては、経済面やライフスタイルの多様化に伴う未婚化・非婚化、晩婚化による出産の高齢化、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化による子育てに対する不安感や孤立感等があげられます。

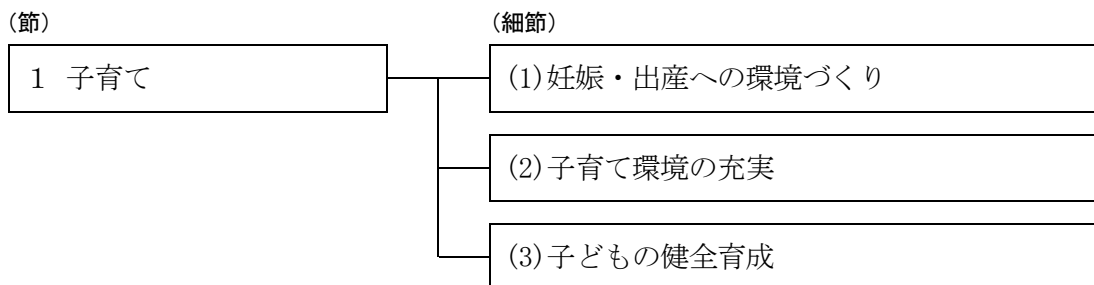
こうしたことから、社会全体で協力し、子どもや親を支え、子どもを生み育てられる環境を整える必要があります。

国においては、「子ども・子育て関連3法」の施行により、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく必要があるとするなか、本市では、「釧路市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次の世代を担う子どもを守ることは大人の責任であるという認識のもと、子育て支援に努めています。

これからも、発達段階に応じた育ちの状況や個性を踏まえた質の高い子育て支援サービスの確保のほか、親の就労状況などを把握し、家庭における子育ての不安、孤立感を和らげる取り組みが求められています。

また、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的支援が必要な子どもや家庭を支える取り組みに加え、社会全体で子ども・子育て支援の重要性に対する関心を深め、家庭や学校、地域などの地域コミュニティのなかで子どもを育む環境づくりが重要です。

##### 〔施策の体系〕



##### 〔施策展開〕

#### (1) 妊娠・出産への環境づくり

安心して子どもを生み育てられること、また、次の世代を担う子どもたちが、心身共に健やかに成長することを目指して、母子保健事業の充実を図り、妊娠前から妊娠中及び幼少期の健康を支え守るための環境づくりを推進します。

\*合計特殊出生率…15歳から49歳までの、女子の年齢別出生率を合計したもの。一人の女子が、一生の間に生む子どもの平均数に相当する。

## (2) 子育て環境の充実

子ども自身の成長を促すとともに、保護者の生活実態や子育てと仕事の両立などのニーズを踏まえ、一時預かり、延長の特別保育や軽度の障がい児・病後児の保育など各種サービスの提供体制の検討・確保に努め、質の高いサービスの充実に努めます。また、幼児期の教育・保育の一体的提供の実現に向けた\*認定こども園への移行や保幼小連携の取り組みを進めます。

すべての子育て世帯への支援を行うため、子育ての負担を軽減するサービスなど、きめ細やかな支援サービスを提供するとともに、子育て支援に関する様々な情報を積極的に提供します。

## (3) 子どもの健全育成

遊びを通じた仲間関係の形成、児童の社会性の発達と規範意識の形成を図るため、児童が放課後や週末などに安全に過ごすことができる児童館や\*放課後児童クラブなどの居場所づくりに努めます。

また、ひとり親家庭の誰もが健全で安心して暮らせるように、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実や情報・サービスの提供等を進めます。

加えて、家庭において安定した子育てができるよう、子育ての不安や悩みを解消する相談体制や児童虐待防止のための支援体制の強化を図るほか、配偶者等からの暴力による被害を拡大させないため、\*NPO法人等関係機関と連携を図りながら地域での支援体制の充実に努めます。

### 〔関連する個別計画〕

- 釧路市子ども・子育て支援事業計画 2015(平成27)年度
- 釧路市ひとり親家庭自立促進計画 2016(平成28)年度
- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

\*認定こども園…幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持った施設。

\*放課後児童クラブ…仕事などで昼間保護者のいない子どもたちを対象に、児童館などで放課後、遊びの指導や生活指導、安全管理などを行う事業。

\*NPO法人…特定非営利活動法人。

## 第2節 保健・医療

### 〔現状と課題〕

国全体では健康を取り巻く環境が変化し、がん、心疾患、糖尿病などの\*生活習慣病が増加し大きな社会問題となっています。

本市においても、がんや心疾患、脳血管疾患が原因で亡くなる方の割合は高く、全国と比べ、市民の平均寿命は男女ともに短く、65歳未満で死亡する割合は高い状況にあります。

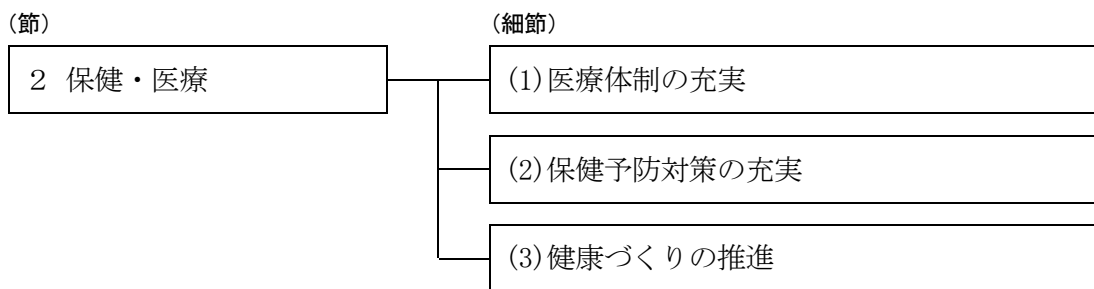
本市では、「健康くしろ21」を策定し、市民一人ひとりが生涯にわたって、健康で生きがいを持った生活を送ることを目指し、市民・地域団体・事業者・保健医療関係者・行政の協働により、市民の健康づくりを総合的に推進し、\*健康寿命の延伸に取り組んできました。これからも健康寿命を伸ばしていくためには、生活習慣病の発症及び重症化予防の徹底、それぞれのライフステージにおいて心身の維持や向上につながる対策、市民の健康を支え守るための環境整備が重要です。

医療については、全国的に人口減少が進行するなか、医療機関の減少や医師の不足が課題となっています。

本市では、地域にある医療機関と市立釧路総合病院や市立釧路国民健康保険阿寒診療所・音別診療所が機能連携を図りながら、地域医療の確保に努めてきました。今後も市民が安全で安心な医療の提供が受けられるよう、医療体制の維持・充実に取り組んでいく必要があります。

市立釧路総合病院については、施設や設備の老朽化が進み、面積も狭く最新の大型医療機器の導入が困難な状況になっています。また、釧路・根室三次\*医療圏の\*地方センター病院として高度な急性期医療など地域の中核的医療機関としての役割や機能を担っており、今後もより良質な高度医療を提供するために医師をはじめとした医療従事者の確保に加え、施設及び医療機器の整備が必要です。

### 〔施策の体系〕



### 〔施策展開〕

#### (1) 医療体制の充実

地域住民が身近で安心して医療を受けることができるよう、地域の医療機関との連携を図り、より良質な医療や救急医療の提供など、地域医療体制の維持、充実に努めます。また、多様化する医療ニーズに対応するため、国や北海道と連携し医師不足対策を進めるとともに、看護師の養成など医療に従事する人材の確保に努めます。

\*生活習慣病…食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症・進展に関与する疾患群。

\*健康寿命…寝たきりや認知症など健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

\*医療圏…病床の整備を図るべき地域的単位として設定される圏域。初期の診断・治療を担う一次医療圏、一般的な医療需要に対応する二次医療圏、特殊な医療を担う三次医療圏が、都道府県ごとに設定されている。なお、第三次医療圏とは釧路・根室圏のことをいい、第二次医療圏は釧路管内、根室管内のことをいう。

\*地方センター病院…北海道三次医療圏の高度・専門医療機関として、特殊な疾病や高度・専門医療に対応できる医療機能を備えるとともに、臨床に密着した研修・研究が可能な病院。

市立釧路総合病院においても、医師などの医療従事者の確保に努めるとともに、施設の老朽化更新、最新の大型医療機器を導入するためのスペースの確保や、地域災害拠点病院としての機能を確保するために新棟建設を進め、高度医療やドクターヘリ運航継続も含めた救急医療の充実を図ります。

## (2) 保健予防対策の充実

健康な生活を維持向上することを目指し、疾病予防と早期発見のための成人保健対策、市民健康づくり事業や感染症対策など、各世代の課題に応じた保健サービスの充実を図ります。

## (3) 健康づくりの推進

市民の健康増進を進めるため、食生活や喫煙などの生活習慣に密接な健康に関する情報を提供し、行政機関や職場、学校、関係機関が健康課題を共有しながら、地域社会全体が個人の健康づくりを支援していく体制づくりを進めます。

### 〔関連する個別計画〕

- 健康くしろ21第2次計画 2014(平成26)年度
- 市立釧路総合病院新改革プラン 2017(平成29)年度
- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

## 第3節 地域福祉

### 〔現状と課題〕

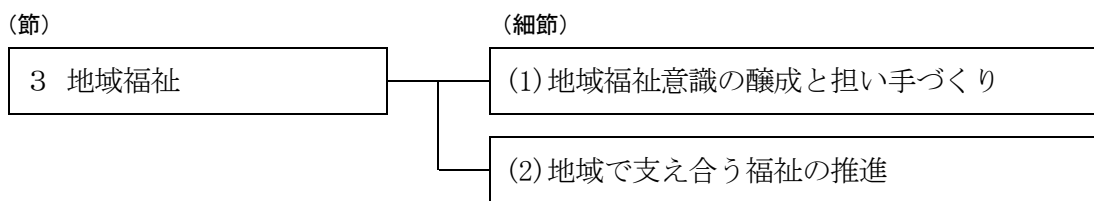
近年、高齢者のみの世帯やひとり暮らしの高齢者が増加するとともに、少子高齢化、核家族化が進むことで、地域住民同士のつながりが希薄化し、相互扶助機能が弱まるなど地域社会が大きく変化しており、公的な福祉サービスだけでは十分に対応することが難しくなっています。また、福祉や地域活動に対しての関わりや関心が低い人が増えている傾向にあります。

本市では、「釧路市地域福祉計画」を策定し、「自助」「共助」「公助」の考え方のもと、地域の住民と関係機関のネットワークの強化や高齢者などの孤立化を防ぐさりげない見守りの推進、災害時安否確認、避難支援に取り組んでいます。

地域福祉を進めていくためには、市民一人ひとりが個々に地域活動に参加し福祉に対する理解を深め、その必要性について意識を持ち合い、地域内でのつながりをより強固なものとしてつくりあげていくことが重要です。

今後も、すべての市民が住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けられるよう、必要な福祉サービスを提供できる体制の整備、高齢者や障がい者の権利の擁護や地域防災力のさらなる向上が必要となっています。

### 〔施策の体系〕



### 〔施策展開〕

#### (1) 地域福祉意識の醸成と担い手づくり

地域福祉を推進していくには、福祉を実践しようとする「意識づくり」「風土づくり」が不可欠であり、家庭や地域、学校などの様々な場において福祉教育などを進め、\*ノーマライゼーションや\*社会的包摂などの理念のさらなる普及と啓発を図り、地域福祉活動を担う人材の育成に努めます。

#### (2) 地域で支え合う福祉の推進

連合町内会や民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会などの各種団体とのネットワークづくりを推進し、わかりやすい福祉の情報提供や相談体制の整備・充実を図るとともに、認知症の高齢者や障がい者などの権利を擁護する\*成年後見制度の利用を推進しながら、共に助け合い、自立し安全に安心して暮らし続けられる地域づくりを進めます。

また、地震、火災、風水害などの災害時に自力での避難が困難な人を市民が地域で助け合う体制づくりを進めます。

### 〔関連する個別計画〕

- 第3期釧路市地域福祉計画 2018(平成30)年度
- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

\*ノーマライゼーション…高齢者も障がいのある人も、一般社会で等しく普通に生活できるようにすること。

\*社会的包摂…すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の一員として包み支え合うことをいう。

\*成年後見制度…認知症、知的障がいや精神障がいにより判断能力が不十分な人について、財産管理や契約行為などで代理人を立て、不利益が生じないようにする制度。

## 第4節 高齢者福祉

### 〔現状と課題〕

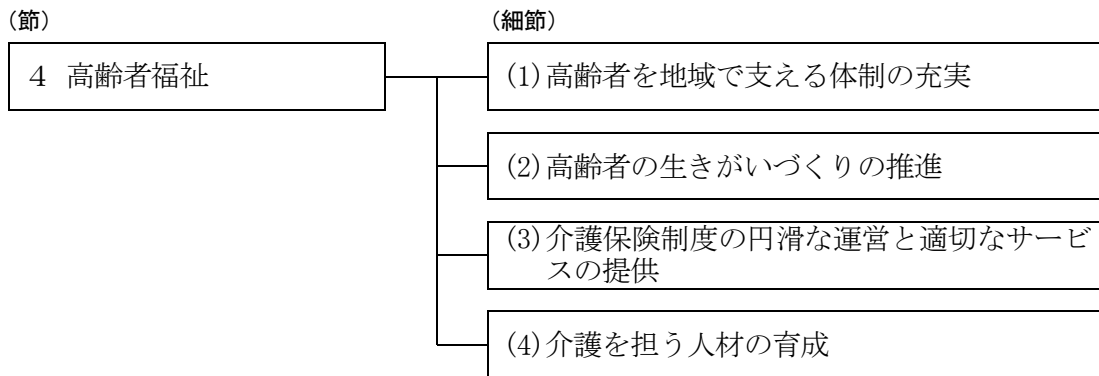
\*超高齢社会を迎えるなか、本市においても65歳以上の人口は54,437人、高齢化率は31.4%となり、高齢化が進行しています（2017(平成29)年3月末現在）。そのようななか、本市では「高齢者保健福祉・介護保険事業計画」のもと、様々な高齢者福祉施策と介護保険制度の円滑な実施に努めています。

今後も、高齢者の生きがいがづくりや健康の増進のために、高齢者が自ら有する知識や能力を發揮しながら、地域における社会参加を促す環境づくりなどが必要です。

また、高齢者の増加に伴い、要介護認定者や認知症の症状を有する人の増加も見込まれており、今後、在宅生活を支える体制の充実や、介護サービス基盤の計画的な整備、介護サービスを担う人材の育成などが求められています。

さらに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を構築することが求められており、医療と介護の連携や認知症施策、生活支援・介護予防の基盤整備などが重要となっています。

### 〔施策の体系〕



### 〔施策展開〕

#### (1) 高齢者を地域で支える体制の充実

高齢者を多面的に支援する\*地域包括支援センターの機能強化などを図り、高齢者の生活支援と心身機能の維持向上、閉じこもりの防止などに取り組むとともに、医療機関や介護サービス事業所等と連携して、在宅医療と介護を包括的かつ継続的に提供できる体制の整備に努めます。

また、認知症の人や家族を支える体制の充実を図るとともに、認知症の初期の段階での対応を進めます。

#### (2) 高齢者の生きがいがづくりの推進

高齢者が地域で役割を持ちながら知識や能力を生かし「アクティブシニア」として積極的な社会参加ができるよう、高齢者の自主的な活動を支える老人クラブなどに対する支援や、ボランティア活動などの社会参加の機会拡大に努めます。

\*超高齢社会…総人口に占める65歳以上人口の割合が21%を超える社会のこと。

\*地域包括支援センター…高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護サービスをはじめ、保健・医療・福祉など生活に関わる様々な相談に応じ、高齢者の生活を総合的に支えるための地域の中核機関。

### (3) 介護保険制度の円滑な運営と適切なサービスの提供

要介護認定者や認知症の症状を有する人の増加に対応するため、介護保険事業の円滑な実施に努めるとともに、利用者ニーズなどを踏まえながら事業計画を見直し適切なサービスの提供に努めます。

また、介護保険施設や地域密着型サービス事業所等の計画的な整備を促進します。

### (4) 介護を担う人材の育成

介護分野における人材の育成・確保が図られるよう、介護の資格や経験のない人が必要な知識や技術を身に付け資格を取得するための介護事業者の取り組みを支援するとともに、介護の職場から離職した人の再就職を促進します。

#### 〔関連する個別計画〕

- 第7期釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 2018(平成30)年度
- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

## 第5節 障がい者・児福祉

### 〔現状と課題〕

本市の障害者手帳所持者数は、17,506人（2017(平成29)年4月現在）で、総人口に対する割合は10.1%となっており、特に療育手帳、精神保健福祉手帳所持者が増加しています。また、障がいの重度化や障がい者の高齢化がより顕著になっています。

障がい者福祉制度に関しては、地域生活を総合的に支援するため、「障害者自立支援法」を改正した「障害者総合支援法」の施行（2013(平成25)年4月）により、制度の谷間にいた難病の人が対象者に加わり、「障害程度区分」から「障害支援区分」へ見直されるなど、適正なサービスの充実が図られました。

そのようななか、本市においては、「釧路市障がい者福祉計画（は～とふるプラン）」のもと、障がいのある人が住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、障がい者福祉の向上に努めています。

今後も国では、基本指針に基づき、施設入所等から地域への移行を推進することとしており、多様なニーズに対応した在宅支援や、就労、社会参加の充実が求められています。

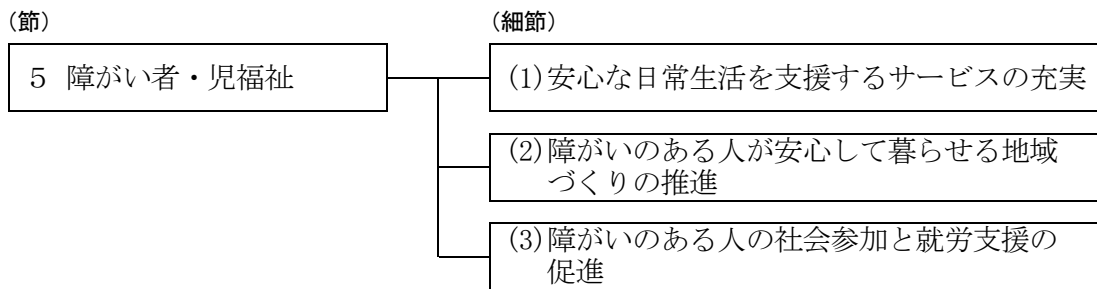
特に、重度障がいのある人や介護者の包括的な支援、介護者の高齢化による親亡き後を見据えた支援、グループホームの整備などの居住支援が必要となっています。

就労支援については、雇用者数は伸びていますが、一般企業への就職を希望しながら就労に結びつかず就労支援事業所で訓練等を行っている人も多く、企業に対するさらなる働きかけが必要です。

また、社会参加の促進を図るためには、様々なコミュニケーション支援が必要であり、支援者の養成が重要です。

今後も、障がいのある人が地域で暮らし続けるためには、地域全体で支える体制づくりが重要であり、地域共生社会の実現に向けて、なお一層の障がいへの理解促進に努めていく必要があります。

### 〔施策の体系〕



### 〔施策展開〕

#### (1) 安心な日常生活を支援するサービスの充実

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を安心して営むことができるよう、事業所や関係機関と連携して、個々のニーズを踏まえた障害福祉サービスや地域生活支援事業によるサービスの適正な提供に努めるとともに、相談体制や緊急時の対応を行う地域生活支援拠点の整備に努めます。

障がいのある人の情報伝達や情報取得が円滑にできるよう、様々な障がいの特性に応じたコミュニケーション支援の充実に努めます。



## (2) 障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりの推進

障がいのある人が住み慣れた地域社会で安心して住み続けられるよう、グループホームの整備等を促進するとともに、重症心身障がいのある人への支援体制の充実に努めます。

障がいへの理解と障がいを理由とする差別の解消に向けて取り組むとともに、虐待防止の周知啓発と相談体制の充実を図り、関係機関と連携して虐待への迅速な対応に努めます。

## (3) 障がいのある人の社会参加と就労支援の促進

社会の一員としていきいきとした地域生活を送れるよう、文化芸術や障がい者スポーツ等の普及啓発に努めるとともに、障がいのある人の社会参加を支える手話通訳者、要約筆者などの確保を図り、地域活動への参加や地域社会との交流機会の充実に努めます。

障がいのある人の雇用の促進と就労の定着を図るため、企業や就労支援機関などの関係機関と連携し、職場実習や研修の実施などの取り組みにより、障がいに対する理解促進と就労支援の強化を図ります。

### 〔関連する個別計画〕

- 第4次釧路市障がい者福祉計画 2018(平成30)年度
- 第5期釧路市障がい福祉計画 2018(平成30)年度
- 第1期釧路市障がい児福祉計画 2018(平成30)年度
- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

## 第6節 社会保障

### 〔現状と課題〕

国民健康保険制度は、すべての国民がいつでも安心して適切な医療を受けることができる国民皆保険制度の維持に欠かすことができない制度ですが、他の医療保険制度と比べ、高齢者や保険料負担能力が弱い人の加入割合が高く、医療費も増加していることなどから、事業運営は大変厳しい状況にあります。

このようななか、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとし国民健康保険を維持していくため、2018(平成30)年度から新たな国民健康保険制度が始まることになりました。

新たな制度では、北海道が財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととなり、本市は、地域住民と身近な関係のなか、資格管理や保険給付、保険料率の決定、賦課徴収、保健事業など地域におけるきめ細やかな事業を引き続き担うこととなります。

新たな国民健康保険制度においても、財源確保及び負担の公平性の観点から、保険料収納対策や医療費適正化対策の強化を図り、収支両面からの経営の健全化に向けた取り組みを一層進めていく必要があります。

各種福祉医療制度は、市民の健康保持や経済的負担の軽減など、福祉の増進の一助となっていることから、制度の継続、充実が求められています。

特に若い世代の「子どもを育てたい」という希望をかなえるためには、経済的負担の軽減や子育てしやすい環境づくりが必要であり、様々な子育て施策と連携し、子どもの成長の段階に応じた支援が必要とされています。

国民年金制度は、すべての国民が公的年金の給付を受けられる国民皆年金の根底を支えている制度として、国民生活の維持、向上に大きな役割を果たし、国民の生活を支えています。

また、国民年金制度は、現役世代の保険料負担で高齢者世代の年金給付に必要な費用を充てるという「世代と世代の支え合い」、世代間扶養の考え方を基本とした財政方法で運営されていますが、少子高齢化や保険料の未納などにより、年金財政は厳しい状況となっています。

生活困窮者に関する本市の取り組みについては、「生活困窮者自立支援法」(2015(平成27)年4月施行)に基づき、生活保護に至る前の様々な理由により生活に困っている人びとを中心に、誰でも相談できる相談支援窓口を設置し、対象となる方々の経済的自立、日常生活自立や社会生活自立を図るために相談者の状況に応じた支援に努めています。

しかし、生活困窮者が抱える問題は、複雑化、多様化しているため、相談を包括的に受け止め、多くの社会資源との連携を図り、適切な支援へつなぐ体制づくりが必要です。

特に生活困窮世帯の子どもの多くは、学習面や生活面に多くの課題を抱えていることから、単に勉強を教えるだけでなく、居場所づくり、日常生活の支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けた支援を行い、「貧困の連鎖」をいかに食い止めるかが課題となっています。

また、本市の生活保護率は、経済的自立を目的とした就労支援、社会生活や日常生活の自立を図る各種支援による自立支援プログラムの効果などにより、2012(平成24)年度の55.1%（パーミル、人口千人当たり）をピークに近年減少傾向にあります。2016(平成28)年度は51.1%と、依然として道内で一番高い状況にあります。

今後も生活保護受給者に対する経済的自立、社会生活自立等の支援を行う必要があります。

被災者援護については、地震や風水害などの大規模自然災害により一時的に援護を必要とする被災者の生活の確保と安定を図ることが必要です。

## 〔施策の体系〕

(節)

6 社会保障

(細節)

(1) 国民健康保険の安定的運営

(2) 福祉医療制度の継続

(3) 後期高齢者医療制度の周知

(4) 国民年金制度の周知の充実

(5) 生活困窮者への自立支援

(6) 被災者の援護体制の充実

## 〔施策展開〕

### (1) 国民健康保険の安定的運営

新たな制度のもとでも保険料収納対策の積極的な推進等による歳入の確保を図るとともに、医療費の適正な給付や健康づくりへの支援などにより歳出の抑制に取り組み、国民健康保険事業の安定的な運営に努めます。

### (2) 福祉医療制度の継続

各種医療給付事業の継続に努め、市民の健康の維持、医療費負担の軽減を図ります。

### (3) 後期高齢者医療制度の周知

2008(平成20)年度の制度創設以来、北海道後期高齢者医療広域連合との連携を図りながら制度の周知に努めており、今後も引き続き広報紙やホームページ、パンフレットなどの活用により周知に努めます。

### (4) 国民年金制度の周知の充実

市民が制度の必要性や内容を十分に理解することができるよう、日本年金機構と連携・協力を図り、広報紙やホームページ、パンフレットなどを有効に活用し情報発信することにより、制度の周知や啓発活動の充実に努めます。

### (5) 生活困窮者への自立支援

生活困窮者の自立に向けて、包括的な相談体制を構築し、社会資源との連携を図りながら支援に取り組みます。

また、学習支援については、関係機関との連携を図りながら「貧困の連鎖」を食い止めるため、子どもが将来自立できるよう支援に取り組みます。

生活保護受給者に対しては、経済的自立を目的とした就労支援のほか、社会生活自立・日常生活自立に向けた支援が引き続き必要であり、個々の状況に対応できる自立支援プログラムの実施のため、新たな企業やボランティア先の開拓に努めます。

## (6) 被災者の援護体制の充実

被災者の生活の確保と安定を図るため、災害発生後、被災者の課題を的確に把握するとともに、対象となる災害時には、災害弔慰金の支給、融資のあっせんなどによる援護に努めます。

### 〔関連する個別計画〕

- 釧路市国民健康保険第2期保健事業実施計画(データヘルス計画) 2018(平成30)年度
- 第3期釧路市地域福祉計画 2018(平成30)年度
- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

## 第7節 防災・消防

### 〔現状と課題〕

本市は、海や火山、河川など多様な自然環境を有しており、これまでも、釧路沖地震や十勝沖地震などの大地震のほか、津波や大雪、大雨、暴風など、各種の自然災害に見舞われています。

また、こうした自然災害リスクに加え、温暖化等による気象の変化に伴い、台風や豪雨による土砂災害や洪水・\*内水氾濫、高潮被害などの危険性が高まっています。

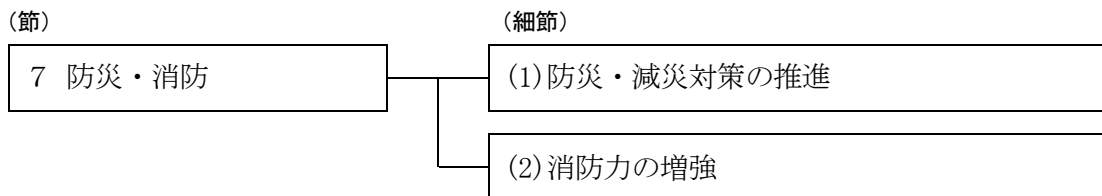
これまで、本市では、市役所防災庁舎の建設、住宅・建築物の耐震化の促進、市の事業継続計画（BCP）策定、避難計画地図作成アドバイザーの養成などに努めてきています。今後も各種の災害に備え、ハード・ソフトの施策を組み合わせ合わせた総合的な対策を推進し、行政の災害対応力を向上させるとともに、地域の防災力の向上を図り、防災・減災対策に取り組むことで災害に強いまちづくりを進める必要があります。

2013(平成25)年からの過去5年間における火災の発生件数は平均65件で推移しており、急病や負傷などによる救急出動件数については、平均9,400件に上ります。

今後も、火災や事故などから市民の命を守るため、都市規模に見合った適正な組織体制の検討、消防施設の長寿命化や更新を含めた消防施設の適正配置、消防設備の効率的な配置、消防活動の高度化が必要となっています。

また、住宅防火対策などの火災予防を進めるとともに、救命効果の向上を図るための救命資機材の充実、\*救急救命士の計画的な養成など、救助救急体制の高度化に努める必要があります。

### 〔施策の体系〕



### 〔施策展開〕

#### (1) 防災・減災対策の推進

大規模自然災害が発生した際に災害情報を適切に収集し、市民に情報を確実に伝達するため、情報収集体制の強化に努めるほか、防災行政無線をはじめ、FMコミュニティラジオ、防災メール、ホームページなどの様々な情報伝達手段の充実を図ります。

地域の防災力を高めるため、地域コミュニティ団体や各地域の消防団、家庭防災推進協議会と連携を図りながら、市民への防災知識の普及啓発や防災訓練を実施するほか、災害用備蓄資機材の適切な配備に努めます。

また、地震による建物の倒壊や大雨による土砂災害等から市民を守るため、住宅や建築物の耐震化や高強度化を促すとともに、崩壊の危険がある急傾斜地等の巡視警戒や被害防止に向けた啓発活動に努め、国及び北海道との連携を図りながら、急傾斜地等の崩壊防止対策を進める

\*内水氾濫…大雨や融雪による出水量に対して、小河川や排水路または下水道の処理能力が追い付かない場合に、処理しきれない水により道路や市街地が浸水する水害。

\*救急救命士…病院への搬送途上、医師の指示のもと、その症状が著しく悪化するおそれがあり、またはその生命が危険な状態にある傷病者に対し、救急車等にて救急救命処置という高度な処置が行える救急隊員。

など、災害時の被害防止に努めます。

## (2) 消防力の増強

火災予防運動をはじめとする防火意識の普及や住宅防火対策を進めるとともに、迅速な消火や救急活動を行うために消防施設の整備を進め、消防体制維持のために必要な消防・救急車両などの消防設備の充実に努めます。

また、消防業務に必要な知識・技術等を教育、伝承するための人材を育成し、消防体制の強化を図ります。

さらに、救命資機材の充実や救命処置の強化に努め、救急搬送時における救命効果の向上を図ります。

### 〔関連する個別計画〕

- 釧路市強靱化計画 2018(平成30)年度
- 釧路市地域防災計画 2006(平成18)年度
- 釧路市水防計画 2006(平成18)年度
- 釧路市津波避難計画 2013(平成25)年度
- 雌阿寒岳火山防災計画(協議会策定) 2002(平成14)年度
- 釧路市耐震改修促進計画 2017(平成29)年度
- 釧路市消防本部基本計画 2012(平成24)年度
- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

## 第8節 交通安全・防犯

### 〔現状と課題〕

近年、交通事故の被害者、加害者に占める高齢者の割合が増加しており、交通安全における高齢者対策は、安全で安心な社会の実現を図るための重要な要素の一つとなっています。

交通ネットワークの発達による物流の効率化、交流人口の増加や観光の振興など、地域経済に対する効果が期待されるなか、道路交通等の安全確保は、より一層重要性を増しています。

そのため、「釧路市交通安全計画」のもと、引き続き、安全な道路交通環境づくりや交通安全意識の普及徹底を図っていくとともに、飲酒運転の根絶など悪質で危険性の高い運転の防止を図ります。

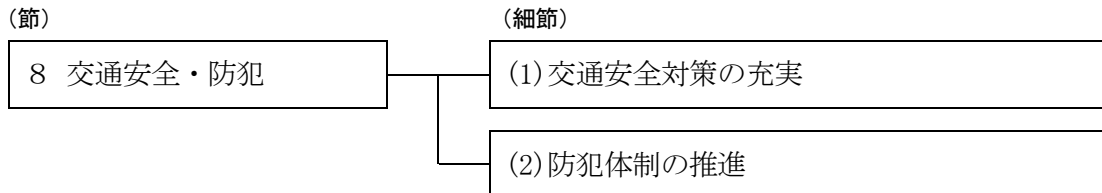
また、自転車運転のマナー向上や、認知症が疑われる高齢運転者による事故防止など、多岐にわたる交通安全対策を講じる必要があります。

全国的な傾向として刑法犯罪認知件数は減少していますが、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺や女性を対象とする犯罪等が増加しています。

こうしたなか、本市では、犯罪のない明るい住みよいまちの実現を目指し、「暴力追放・防犯都市宣言」の制定に続き、2013(平成25)年4月の「釧路市暴力団排除条例」の施行など、警察、教育行政機関、防犯協会等との連携を図り、市民の安全な暮らしの確保に努めてきました。

今後も、関係機関との連携を強化し、市民自らが自身の安全を守る意識を高めて防犯活動を推進し、様々な安全対策に努めていく必要があります。

### 〔施策の体系〕



### 〔施策展開〕

#### (1) 交通安全対策の充実

安全で円滑な交通や通行を確保することができるよう、交通事故の起こらない環境づくりを進めるとともに、関係機関や地域などと連携しながら、道路交通環境の整備を図ります。

高齢者、子ども、障がい者等の交通弱者の被害防止や高齢運転者による事故防止の対策を進めるなど、それぞれの対象者に即した交通安全教育の推進に努めます。

#### (2) 防犯体制の推進

身近な犯罪の抑止と不安の解消を図るため、市民一人ひとりが、「自分たちの安全は自分たちで守る」という防犯意識の向上や、地域に密着した自主的な防犯活動を促進します。

### 〔関連する個別計画〕

- 第10次釧路市交通安全計画 2016(平成28)年度
- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

## 第9節 消費生活

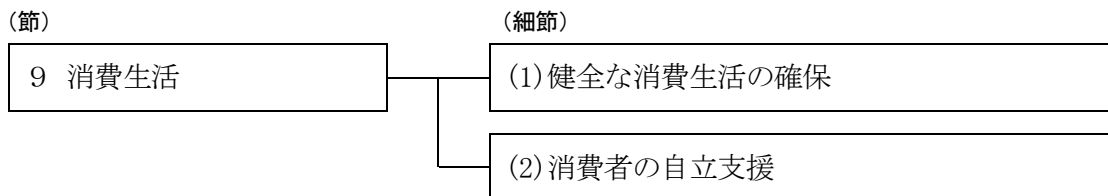
### 〔現状と課題〕

近年、本市では、商品を選ぶ基準として「価格」「品質」「安全」等に加えて、「\*地産地消・域内循環」や「エコ」といった、地域経済や環境に配慮する傾向が見られ、社会へ与える影響までも考えた消費行動が広がりを見せています。

そのようななか、本市の消費生活の相談件数は、2012(平成24)年度からは年間1,300件前後で推移する一方、内容は高齢者を狙った還付金詐欺をはじめとする特殊詐欺、また、販売、契約、電子商取引におけるトラブル、多重債務など消費者問題が悪質化、複雑化しています。

消費者自身が考え身を守ること、さらに自分の消費活動が社会・経済動向につながっていることを考えた行動が求められるなか、自らの正しい選択、判断によって被害を未然に防止することができるよう、消費者に対する啓発活動や消費生活に関する教育の推進とともに、消費者トラブルの解決へ向けた迅速な対応が求められています。

### 〔施策の体系〕



### 〔施策展開〕

#### (1) 健全な消費生活の確保

消費生活に関する相談業務の実施、商品やサービスなどに関する情報提供や相談の充実、商品の適正表示、特殊詐欺の注意喚起など様々な被害防止活動に取り組むとともに、鉏路市消費者被害防止ネットワークを活用し、各関係団体と情報共有などの連携を図るほか、各種啓発活動を進め、安定した消費生活の促進を図ります。

#### (2) 消費者の自立支援

消費者が自らの確に判断し、主体的、合理的に行動することができるよう、消費者の自立を支援する様々な普及・啓発活動に取り組み、消費者意識の向上を図ります。

### 〔関連する個別計画〕

- 鉏路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

\*地産地消…地域で生産されたものを地域で消費すること。